

第 1 2 9 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 8 年 5 月 1 0 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 129 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 5 月 10 日 (火) 午後 2 時 04 分
2. 閉会年月日 平成 28 年 5 月 10 日 (火) 午後 2 時 30 分
3. 開催場所 アヴァンセふくち 午後 2 時 開会
4. 出席委員 (16 人)

会長	1 番	赤 石 敏 文			
会長職務代理	10 番	中 村 文 男			
委員	2 番	石 橋 薫	3 番	堀 内 重 男	
	4 番	砂 庭 周 平	5 番	工 藤 信 仁	
	6 番	佐々木 一 雄	7 番	三 浦 恵美子	
	8 番	松 村 範 明	9 番	滝 田 信 彦	
	11 番	河守田 雄 一	12 番	野 田 清 八	
	13 番	山 田 憲 幸	14 番	川守田 雄 一	
	15 番	梅 内 勝 治	16 番	奥 瀬 修 一	

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長	佐々木	大
主幹	黒 坂	正 子
班長	佐 藤	慶

7. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第 6 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 日程第 7 議案第 9 号 農用地利用配分計画案に関する意見について
- 日程第 8 議案第 10 号 別段面積の設定について

事務局長	<p>ただいまから、第 129 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>本日、出席委員は 16 名全員であります。よって第 129 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p>
	(午後 2 時 04 分)
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 6 番 佐々木 一雄 委員 7 番 三浦 恵美子 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 6 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 3 件で、いずれも所有権の移転に関するものであります。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p>

工藤信仁 調査員

5番 工藤から説明いたします。

去る4月28日、佐々木 調査員と中央公民館において、議案第6号・農地法第3条及び議案第7号・農地法第5条の規定による許可申請に係わる案件について、調査を行いましたので説明します。

まず、議案第6号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の
各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働
人員は、議案書に記載のとおりです。

まず、番号1番と2番について、説明いたします。

番号1番と2番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて営農するため申請地を取得するものであります。

番号3番の申請理由については、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものであります。

調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長

議案第6号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

議案第6号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

佐藤班長

佐藤班長

議案第7号について、ご説明いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請については、3件です。

番号1番及び3番は、賃貸借による権利の設定に関する件、2番は使用貸借による権利の設定

に関する件あります。

なお、別紙資料に案内図、及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。
調査内容については、農地調査員から説明していただきます。

農地調査の結果について、説明を求めます。

工藤信仁 調査員

議案第7号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、がいとう 該当・

ひがいとう

非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、けんりしゅべつ 権利種別、かしつけにん 貸付人及びかりうけにん 借受人の氏名・住所は、議案書に

きさい

記載のとおりです。

番号1番の申請理由は、借受人が太陽光発電所を建設し、売電するため、貸付人から申請地を
う
借り受けるものです。

番号2番の申請理由は、かりうけにん 借受人が住宅を建築し転居するため貸付人から申請地を借り受け
るものです。

番号3番の申請理由は、かしつけにん 借受人が送電鉄塔を建設するために貸付人から申請地を借り受け
るものです。

て
調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。

佐藤班長

佐藤班長

番号1番について、補足いたします。

申請地の位置ですが、南部町役場から南西約1.2キロメートルの距離にあり、住宅及び農地等
の混在する集落に位置し、北側及び東側は宅地、西側及び南側は小集団の畑となっております。

太陽光発電による売電事業のため、日射量や送電網の条件が整った申請地に太陽光パネルを設
置するものです。

農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第2種農
地と判断されます。

第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

次に、番号2番について、補足いたします。

申請地の位置ですが、南部町役場から南東約1.9キロメートルの距離にあり、住宅及び農地等の混在する集落に位置し、申請地の周囲は宅地となっております。

借受人は現在借家住まいをしており、子供の成長とともに両親の介護も必要であることから、両親の自宅の隣接地である申請地に自宅を建築し利用するものです。

農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第2種農地と判断されます。

第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

次に番号3番について補足いたします。

申請地の位置ですが、南部町役場から南東約4.5キロメートルの距離にあり、山林及び農地等の混在する地域に位置し、申請地の南北及び西側は山林、東側は畑となっております。

送電用の鉄塔を建て替えるため、工事に必要な作業場として、申請地を選択したものです。工事の条件に合う土地では、代替できないことから、当該農地の申請はやむを得ないと認められます。

以上、補足説明を終わります。

議案第7号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。

次に、日程第6 議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議案の朗読と説明を求めます。

佐藤班長

佐藤班長

議案第8号について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、17件です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

番号 1 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 か月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 2 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 か月、10 a 当たりの賃借料は年額 3,000 円です。

番号 3 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 か月、使用貸借による権利設定です。

番号 4 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 か月、使用貸借による権利設定です。

番号 5 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 か月、使用貸借による権利設定です。

番号 6 番の利用目的は田、及び畑、期間は 4 年 10 か月、使用貸借による権利設定です。

番号 7 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 か月、使用貸借による権利設定です。

番号 8 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 か月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 9 番の利用目的は畑、期間は 3 年 10 か月、使用貸借による権利設定です。

番号 10 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,373 円です。

番号 11 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,423 円です。

番号 12 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,961 円です。

番号 13 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。

番号 14 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,520 円です。

番号 15 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,324 円です。

番号 16 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,985 円です。

番号 17 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,968 円です。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長

議案第 8 号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 7 議案第 9 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

佐藤班長

佐藤班長

議案第 9 号について、ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 8 件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又

は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。

番号1番の利用目的は畑、存続期間は平成28年5月13日から平成38年5月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額7,373円です。

番号2番の利用目的は畑、存続期間は平成28年5月13日から平成38年5月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額7,423円です。

番号3番の利用目的は畑、存続期間は平成28年5月13日から平成38年5月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額5,968円です。

番号4番の利用目的は田、存続期間は平成28年5月13日から平成38年5月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は、無料です。

番号5番の利用目的は畑、存続期間は平成28年5月13日から平成38年5月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額2,520円です。

番号6番の利用目的は田、存続期間は平成28年5月13日から平成38年5月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額5,324円です。

番号7番の利用目的は田、存続期間は平成28年5月13日から平成38年5月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額4,985円です。

番号8番の利用目的は田、存続期間は平成28年5月13日から平成38年5月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額4,968円です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長

議案第9号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8 議案第10号「別段面積の設定について」を議題といたします。
議案の説明を求めます。

佐藤班長

佐藤班長

議案第9号について、ご説明いたします。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

<p>議 長</p>	<p>現在、南部町の別段の面積は、平成 22 年 1 月に設定した「町全体で 20 アール」ということで定めております。</p> <p>農業委員会では、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について検討することとなっていることから、別段の面積について、次のとおり提案いたします。</p> <p>現行の別段の面積 20 アールの変更は行わない。</p> <p>その理由は、新規就農者等の受け入れの促進により、農地の有効利用を図る観点から、耕作意欲のある者の参入を促し、遊休農地の解消及び発生防止に資するためです。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第 9 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 9 号「別段の面積の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 129 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 30 分)</p>
------------	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 5 月 10 日

南部町農業委員会会長
南部町農業委員会委員
南部町農業委員会委員